

中国運輸局防災業務計画

制定	平成16年	9月	1日	中国運輸局達第5号
改正	平成20年	5月	26日	中国運輸局達第1号
改正	平成20年	6月	30日	中国運輸局達第4号
改正	平成24年	7月	13日	中国運輸局達第2号
改正	平成25年	3月	28日	中国運輸局達第4号
改正	平成29年	8月	2日	中国運輸局達第2号
改正	平成30年	11月	14日	中国運輸局達第4号
改正	平成31年	2月	6日	中国運輸局達第6号
改正	令和3年	2月	4日	中国運輸局達第34号
改正	令和3年	3月	31日	中国運輸局達第46号
改正	令和4年	3月	22日	中国運輸局達第5号

目 次

中国運輸局防災業務計画（平成16年中国運輸局達第5号）

第1編 総則

第1章 計画の目的等

第1条 目的及び構成	7
第2条 定義	7
第3条 防災業務計画の見直し	8
第4条 防災に関する事務の分掌	8

第2章 防災に関する組織

第5条 中国運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部	8
第6条 災害対策本部及び復興対策本部の設置	8
第7条 災害対策本部及び復興対策本部の構成	9
第8条 災害対策本部の所掌事務	9
第9条 復興対策本部の所掌事務	9
第10条 災害対策本部等の廃止	10
第11条 災害対策本部及び復興対策本部の設置・廃止の通知	10
第12条 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	10

第3章 防災に関する体制

第13条 庁舎が被災した場合の代替施設の確保	10
第14条 広報体制の整備	10
第15条 情報の収集・伝達体制の整備	10
第16条 災害対策要員の指定	11
第17条 職員等の災害応急対策	11
第18条 通信手段等の整備	11
第19条 関係機関との連携	11
第20条 交通施設等における応急復旧体制等の整備	12
第21条 緊急輸送の実施体制の整備	12
第21条の2 代替輸送の実施体制の整備	12

第4章 その他

第22条 防災知識等の普及活動	12
第23条 防災訓練の実施	13
第24条 運輸支局等の防災業務計画	13

第2編 自然災害対策編

第1章 災害予防

第25条 輸送ルートの多重性確保	13
第25条の2 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト	13
第25条の3 交通運輸事業者の防災マネジメントの推進	13
第26条 災害発生直前の対策	14

第2章 災害応急対策

第27条 災害発生直後の情報収集等の基本対応	14
第28条 災害情報等の把握・連絡	14
第29条 情報の収集及び伝達	14
第30条 防災活動体制の確立	15
第31条 被災施設等の応急復旧	15
第32条 緊急輸送	15
第33条 代替輸送	16
第34条 二次災害防止対策	16
第35条 地方公共団体等への支援等	16
第36条 被災者等に対する支援対策等	16
第37条 災害発生時における広報	17
第38条 自発的支援への対応	17

第3章 災害復旧・復興

第39条 基本方針	18
第40条 円滑・効率的な輸送の確保等	18
第41条 再度災害の防止	18
第42条 被災地の計画的復旧に対する支援	18
第43条 被災事業者等に対する支援措置	18

第4章 南海トラフ地震防災対策

第44条 南海トラフ地震防災対策	19
------------------	----

第5章 津波災害対策

第44条の2 津波災害対策	19
---------------	----

第6章 雪害対策

第44条の3 雪害対策	19
-------------	----

第3編 鉄道災害対策編

第1章 災害予防

第45条 災害予防	20
-----------	----

第2章 災害応急対策

第46条	事業者に対する指導	-----	20
第47条	調査団の派遣	-----	21
第48条	防災活動体制の確立	-----	21
第49条	情報の収集及び伝達	-----	21
第50条	被災施設等の応急復旧	-----	21
第51条	緊急輸送実施の基本方針	-----	21
第52条	事業者に対する要請、調整	-----	21
第53条	緊急輸送に対する支援	-----	22
第54条	代替輸送	-----	22
第55条	被災者に対する支援体制の整備	-----	22
第56条	関係者への迅速な情報提供	-----	22
第57条	二次災害防止対策の実施	-----	22
第58条	自発的支援への対応	-----	23
第3章 災害復旧			
第59条	基本方針	-----	23
第60条	再度災害の防止	-----	23
第61条	利用者への情報の提供	-----	23
第4編 海上災害対策編			
第1章 災害予防			
第62条	災害予防	-----	23
第2章 災害応急対策			
第63条	防災活動体制の確立	-----	24
第64条	情報の収集及び伝達	-----	24
第65条	情報伝達手段の確保	-----	24
第66条	代替輸送	-----	24
第67条	被災者等に対する支援対策等	-----	25
第68条	危険物等の大量流出に対する応急対策	-----	25
第69条	被災者等への迅速な情報提供	-----	25
第70条	二次災害防止対策の実施	-----	26
第71条	自発的支援の受入れ	-----	26
第3章 災害復旧・復興			
第72条	基本方針	-----	26
第73条	再度災害の防止	-----	26
第74条	職員の派遣	-----	26
第75条	要望の把握等	-----	26

第76条	利用者への情報の提供	26
第5編 原子力災害対策編		
第1章 本編の適用範囲		
第77条	適用範囲	27
第2章 災害予防		
第78条	災害予防	27
第3章 災害応急対策		
第79条	特定事象発生情報の連絡	27
第80条	情報の収集及び伝達	28
第81条	通信の確保	28
第82条	防災活動体制の確立	28
第83条	運行抑止	28
第84条	住民避難	28
第4章 災害復旧		
第85条	解除連絡	28
第86条	風評被害	28
第6編 その他の事故災害対策編		
第1章 本編の適用範囲		
第87条	適用範囲	29
第2章 災害予防		
第88条	輸送ルートの多重性確保	29
第89条	災害発生直前の対策	29
第3章 災害応急対策		
第90条	災害発生直後の情報収集等の基本対応	29
第91条	災害情報等の把握・連絡	29
第92条	情報の収集及び伝達	30
第93条	防災活動体制の確立	30
第94条	被災施設等の応急復旧	30
第95条	緊急輸送	30
第96条	代替輸送	31
第97条	二次災害防止対策	31
第98条	地方公共団体等への支援等	31
第99条	被災者等に対する支援対策等	31

第 100 条	災害発生時における広報	-----	3 2
第 101 条	自発的支援への対応	-----	3 2
第 4 章 災害復旧・復興			
第 102 条	基本方針	-----	3 3
第 103 条	円滑・効率的な輸送の確保等	-----	3 3
第 104 条	再度災害の防止	-----	3 3
第 105 条	被災地の計画的復旧に対する支援	-----	3 3
第 106 条	被災事業者等に対する支援措置	-----	3 3
第 107 条	風評被害	-----	3 4

○中国運輸局防災業務計画

平成16年9月1日

中国運輸局達第5号

中国運輸局防災業務計画を次のように定める。

第1編 総則

第1章 計画の目的等

(目的及び構成)

第1条 中国運輸局防災業務計画(以下、「防災業務計画」という。)は、国土交通省防災業務計画に基づき、中国運輸局の所掌事務について、防災に関し執るべき措置を定め、もって防災対策の総合的かつ計画的な実施を図ることを目的とする。

2 防災業務計画は、第1編の総則に続いて、第2編を自然災害対策編、第3編を鉄道災害対策編、第4編を海上災害対策編、第5編を原子力災害対策編、第6編をその他の事故災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定める。

(定義)

第2条 防災業務計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。

(2) 鉄道災害

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生をいう。

(3) 海上災害

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生をいう。

(4) 原子力災害

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故等による放射性物質の放出等の発生をいう。

(5) 防災

それぞれの災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(6) 交通施設等

鉄道、港湾、空港、道路等輸送の用に供する全ての施設、輸送機器及びこれらに付随する設備、資機材をいう。

(7) 関係事業者

国土交通省の所掌に属する事業を営む事業者をいう。

(8) 関係事業者等

関係事業者、関係事業者の団体、国土交通省所管の特殊法人及び公益法人、その他の団体をいう。

(9) 政府対策本部

災害対策基本法により設置される非常災害対策本部及び緊急災害対策本部並びにこれらの本部の現地対策本部をいう。

(防災業務計画の見直し)

第3条 中国運輸局は、災害に関する経験と対策の積み重ね等を踏まえ、防災業務計画の内容を検討し、必要に応じて修正を行う。

2 中国運輸局長は、防災業務計画を修正したときは速やかにこれを国土交通大臣に報告する。

(防災に関する事務の分掌)

第4条 中国運輸局における防災に関する事務は、各部において分担して所掌することとし、その事務の分掌は中国運輸局防災業務計画実施細目(以下「実施細目」という。)に定める。

第2章 防災に関する組織

(中国運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部)

第5条 第1条の目的を達成するため、中国運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

2 推進本部の組織及び運営に関する事項については、実施細目に定める。

(災害対策本部及び復興対策本部の設置)

第6条 中国運輸局は、大規模な災害が発生したとき又はその恐れがある時に応急対策を迅速かつ一体的に実施するため、中国運輸局災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を、また、災害発生後に復旧・復興対策を迅速かつ一体的に実施するため、中国運輸局復興対策本部(以下「復興対策本部」という。)を設置する。

2 前項の設置等は、実施細目に定める。

(災害対策本部及び復興対策本部の構成)

第7条 災害対策本部及び復興対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長 局長

副本部長 次長

本部員 各部長、総務部次長、安全防災・危機管理調整官、安全防災・危機管理課長及び広報対策官

- 2 本部長は、この計画の目的を遂行するために必要と認めた場合には、前項に定める者以外の者を本部員に指名する。
- 3 本部長は、本部の事務を統括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 本部長、副本部長ともに事故あるときは、参集した本部員の中から最上位者が代理する。
- 6 本部員に事故あるときは、各部の課長等(第一順位は主管課長、第二順位以下は建制順)が代理する。
- 7 本部員(総務部次長、安全防災・危機管理調整官、安全防災・危機管理課長及び広報対策官を除く)は、それぞれの部の所掌事務を統括する。
- 8 災害の規模、態様に応じ、災害対策本部及び復興対策本部の構成の特例を実施細目に定めることができるものとする。

(災害対策本部の所掌事務)

第8条 災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 活動体制の確立に関すること。
- (3) 被災施設等の応急復旧の実施に関すること。
- (4) 緊急輸送及び代替輸送の実施に関すること。
- (5) 二次被害防止対策の実施に関すること。
- (6) 地方公共団体等への支援に関すること。
- (7) 被災者等に対する支援政策の実施に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 自発的支援への対応に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、防災に関し必要な事務。

(復興対策本部の所掌事務)

第9条 復興対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 災害復旧の実施に関すること。

- (2) 計画的復興に対する支援に関すること。
- (3) 被災事業者等に対する支援措置に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、復旧・復興等に関し必要な事務。

(災害対策本部等の廃止)

第10条 災害対策本部及び復興対策本部は本部長の指示により廃止する。

(災害対策本部及び復興対策本部の設置・廃止の通知)

第11条 中国運輸局長は、災害対策本部及び復興対策本部を設置・廃止したときは、その旨を国土交通省特定災害対策本部、国土交通省非常災害対策本部又は国土交通省緊急災害対策本部等(以下「本省特定本部等」という。)に通知する。

(緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE))

第12条 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、中国運輸局に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を設置する。

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第3章 防災に関する体制

(庁舎が被災した場合の代替施設の確保)

第13条 中国運輸局の庁舎が被災し、使用できなくなった場合における代替施設の確保については、実施細目に定める。

(広報体制の整備)

第14条 中国運輸局は、災害が発生した場合に、必要に応じて報道機関に対し事故原因、被害状況、中国運輸局の対応状況等の積極的な広報を行なうため、災害時における広報体制の確立を図る。

- 2 中国運輸局は、被災者等から前項の情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができる体制の整備に努める。
- 3 前2項の体制等は、実施細目に定める。

(情報の収集・伝達体制の整備)

第15条 中国運輸局は、災害発生に対応して災害対策本部本部員等の招集を迅速かつ確実

に行なうことができるよう伝達体制の確立を図る。

- 2 中国運輸局は、災害応急対策の実施に関し必要な情報の収集及び連絡を迅速かつ確実に
行うことができるよう情報の収集及び伝達体制の確立を図る。
- 3 前2項の体制等は、実施細目に定める。

(災害対策要員の指定)

第16条 中国運輸局は、災害発生時に災害対策に従事する職員を迅速に確保するため、あ
らかじめ災害対策に従事する職員(以下「災害対策要員」という。)を指定する。

- 2 前項の災害対策要員は、実施細目に定める。

(職員等の災害応急対策)

第17条 中国運輸局は、災害発生時における職員等の安否の確認及び職員の対応措置等
についての体制の整備に努める。

- 2 大規模地震の発生時において、中国運輸局の所管する事務に関する機能が停止もしく
は低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を
及ぼす重要業務を継続するための取組みを推進する。
- 3 前2項の体制等は、実施細目に定める。

(通信手段等の整備)

第18条 中国運輸局は、災害情報の収集・連絡、提供に資する通信施設、情報提供装置等
の整備を推進するため、次に掲げる項目を実施するとともに、災害時において円滑かつ
有効に活用できる体制を確立する。

- (1) 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制の整備に努める。
- (2) 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため衛星
通信装置等の通信機材の整備を計画的に推進する。
- (3) 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を
収集、共有するシステムの整備を図る。
- (4) 災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置
場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立する。
- (5) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標
準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努める。

(関係機関との連携)

第19条 中国運輸局は、日頃から地方整備局、地方气象台、管区海上保安本部、警察、消
防及び関係省庁の各出先機関並びに地方公共団体、関係事業者等と連絡調整を行い、関
係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、十分な

協議を行う。

- 2 中国運輸局は、災害対応力の向上を図り、自然災害による被害を軽減するため、前項に掲げる関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理し、各機関との役割分担を明確にした防災行動計画（以下「タイムライン」という。）を作成するものとする。また、災害対応のふりかえり（検証）を通じて、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実していくとともに、平時からのタイムラインを活用した防災訓練や研修等を実施し、タイムラインの効率的かつ効果的な運用の向上に努めるものとする。

（交通施設等における応急復旧体制等の整備）

第20条 中国運輸局は大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する支援を迅速かつ的確に実施するため、相互の応援態勢の確立を図る。

- 2 中国運輸局は大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣を行う体制を整備するものとする。
- 3 中国運輸局は、関係事業者等に対し、不特定多数の者が利用する所管の交通施設等における利用者の避難誘導體制及び負傷者の搬送体制の整備に努めるよう指導する。

（緊急輸送の実施体制の整備）

第21条 中国運輸局は、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等と協力して、具体的な被害想定に基づき、緊急輸送ネットワークの整備を図るとともに、緊急輸送ネットワークを構成する輸送拠点の耐災害性の確保について関係事業者等を指導する。

- 2 中国運輸局は、地方公共団体と関係事業者等との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

（代替輸送の実施体制の整備）

第21条の2 中国運輸局は、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等と協力して、交通施設等が被災し、本来の機能を維持出来なくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないように、代替輸送の実施体制の整備を図る。

第4章 その他

（防災知識等の普及活動）

第22条 中国運輸局は、防災に関する知識及び対応技能の向上を図るため、国土交通大学校や地方公共団体等が開催する防災研修に防災担当職員等を積極的に参加させるとも

に、職員に対し研修会・講習会等の開催、パンフレットの配布その他必要な措置を講じるよう努める。

(防災訓練の実施)

第23条 中国運輸局は、津波を含めた大規模地震等の発生を想定した防災訓練を年1回(原則として9月1日)以上実施し、実施項目は原則として以下による。

- (1) 職員の非常参集
- (2) 情報の収集・伝達等
- (3) 災害対策本部等の設置及び運営
- (4) 応急対策

2 中国運輸局は、防災訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、防災訓練の充実を図るものとする。

3 中国運輸局は、各県防災会議等の計画する防災訓練その他大規模災害の発生を想定した防災訓練に積極的に参加するよう努めるとともに、関係事業者等に対し、これらの訓練に積極的に参加するよう指導する。

(運輸支局等の防災業務計画)

第24条 中国運輸局の各支局等の長は、管内における災害の発生に備え、この計画に準じ防災業務計画を定めるものとする。

第2編 自然災害対策編

第1章 災害予防

(輸送ルートの多重性確保)

第25条 中国運輸局は、災害時における輸送活動に大きな影響が生じないように、地域内交通及び幹線交通について、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努める。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として指定される「重要物流道路」により交通ネットワークを強化する。

(総力戦で挑む防災・減災プロジェクト)

第25条の2 中国運輸局は、国土交通省防災・減災対策本部において、国民の命と暮らしを守る施策パッケージとしてとりまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」に基づき、あらゆる関係者と連携し、国民目線に立って、施策の着実な推進を図り、防災・減災が主流となる社会の実現に取り組む。

(交通運輸事業者の防災マネジメントの推進)

第25条の3 中国運輸局は、交通運輸事業者に対し、災害からの早期復旧・再開を図るため、被災時の被害を軽減するための災害予防と応急対策に加え、「事業継続」の取組を促進することとし、各々の交通運輸事業者の取組については運輸安全マネジメント制度の下で評価・助言等の支援を行い、運輸防災マネジメントの導入促進を図るものとする。

(災害発生直前の対策)

第26条 中国運輸局は、災害発生の兆候が把握可能な災害については、それを把握した場合、第15条に基づき定められた情報の伝達体制に従い、局内関係者及び関係事業者等に当該災害に関する情報を伝達する。

- 2 中国運輸局は、情報の伝達に際しては、災害時要援護者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるよう関係事業者等を指導する。
- 3 中国運輸局は、強大な台風の接近等、災害発生のおそれ段階から、あらゆる関係者が連携して災害応急対策を実施する体制を構築すること等ができるよう、「災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画(令和3年6月公表)」を活用のうえ作成されたタイムラインに基づき、関係機関と連携して記者発表を行うなど、関係事業者や住民等との間でリスクコミュニケーションの展開を図るものとする。

第2章 災害応急対策

(災害発生直後の情報収集等の基本対応)

第27条 中国運輸局は、地震が発生した場合には地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)、津波情報及び被害情報を、その他の風水害が発生した場合には被害情報を、迅速、広域的に収集・連絡するものとし、収集・連絡に当たっては概括的な情報を含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達するなど、被害規模の早期把握を行なう。

(災害情報等の把握・連絡)

第28条 中国運輸局は、災害が発生した場合、まず気象庁より情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報により災害の規模、範囲等について確認するとともに、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省特定本部等に連絡する。

- 2 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模災害発生時に災害地近傍の職員は、周辺の被害状況をできる限り速やかに災害対策本部等に連絡するよう努め、連絡を受けた災害対策本部等はできる限り速やかに本省特定本部等に連絡する。

(情報の収集及び伝達)

第29条 中国運輸局は、地方公共団体、関係事業者等と協力して、災害発生後、施設被害及び公共交通機関等の運行(航)状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡し、収集した情報については、直ちに本省特定本部等に連絡する。

- 2 情報の収集及び伝達に当たり、第一情報では、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点を置き報告するものとし、以下順次、内容、精度を高める。
- 3 被害情報の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における対応等に支障をきたさないよう特に配慮する。

(防災活動体制の確立)

第30条 中国運輸局は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、情報の収集・伝達体制の確立、災害対策要員の参集、災害対策本部の設置、各部各課における災害発生時に対応した業務体制への移行により速やかに防災活動体制を確立する。

- 2 前項の防災活動体制の確立は、第4条及び第6条に沿って行なう。
- 3 災害対策要員は、災害発生後、直ちに通信手段の機能確認を行い支障が生じた場合は施設の復旧を行なうとともに、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(被災施設等の応急復旧)

第31条 中国運輸局は、地方公共団体、関係事業者等を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行なわせる。

- 2 中国運輸局は、必要に応じて応急復旧に係る事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう調整を行う。
- 3 中国運輸局は、所管の交通施設等の復旧状況を本省特定本部等に速やかに報告する。

(緊急輸送)

第32条 中国運輸局は、必要に応じ、又は政府対策本部若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係事業者等と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じる。

- 2 中国運輸局は、必要に応じ、又は政府対策本部若しくは、被災地方公共団体からの要請に基づき、関係事業者等に対し、緊急輸送への協力要請を行う。
- 3 中国運輸局は、前項の協力要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、関係事業者等に対し、法令の定めるところにより中国運輸局長による輸送命令を発して緊急輸送に従事させるほか、国土交通大臣による輸送命令を発する必要がある場合には、速やかに所要の措置を講じる。

- 4 中国運輸局は、関係事業者等による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府対策本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。
- 5 中国運輸局は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施するために必要とされる許可手続きの簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。
- 6 中国運輸局は、緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。

(代替輸送)

第33条 中国運輸局は、被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、国土交通本省、関係省庁及び地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係事業者等に対し必要な指導、調整を行う。

- 2 中国運輸局は、前項のほか前条第4項及び第5項に準じて代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

(二次災害防止対策)

第34条 中国運輸局は、関係事業者等を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

(地方公共団体等への支援等)

第35条 中国運輸局は被災地方公共団体に対する災害支援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施する。

- 2 中国運輸局は、必要に応じて、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施するものとする。
- 3 中国運輸局は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急対応を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

(被災者等に対する支援対策等)

第36条 中国運輸局は、所管する施設等で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入れに努める。

- 2 中国運輸局は、関係事業者等に対し、その管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。
- 3 中国運輸局は、関係事業者等に対し、船舶、ホテル等を活用した避難所の提供、炊事・入浴サービスの提供等を要請する。
- 4 中国運輸局は、被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局等での車検の実施、海技従事者国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係る特例措置を提供するよう、また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、許可制度等に係る法令の弾力的運用を行うよう努める。
- 5 中国運輸局は、被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう関係事業者等による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等に迅速かつ的確に対応するよう努める。
- 6 中国運輸局は、不公正な輸送活動や便乗値上げ等に関する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに所要の措置を講じる。

(災害発生時における広報)

第37条 中国運輸局は、一般住民や被災者の家族等のニーズを充分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関等の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関、インターネット等を通じて適切に提供するものとし、被災者等から、これらの情報等に係る問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努める。

- 2 中国運輸局は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- 3 中国運輸局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

(自発的支援への対応)

第38条 中国運輸局は、ボランティアの申し入れがあった場合には、国土交通本省、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等とも調整の上、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。

- 2 中国運輸局は、政府対策本部が海外からの支援受入を決定したときには、同本部の策定した計画等に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。
- 3 中国運輸局は、自ら又は関係事業者等を指導・助言して、前2項に係わる要員及び物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興

(基本方針)

第39条 中国運輸局は、関係事業者等を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格復旧を速やかに進める。

(円滑・効率的な輸送の確保等)

第40条 中国運輸局は、がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように十分配慮する。

2 中国運輸局は、復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係事業者等間、モード間の調整等の実施に努める。

3 中国運輸局は、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

4 中国運輸局は、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

(再度災害の防止)

第41条 中国運輸局は、被災交通施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう、地方公共団体、関係事業者等を指導・助言する。

(被災地の計画的復旧に対する支援)

第42条 中国運輸局は、被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、災害発生時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

(被災事業者等に対する支援措置)

第43条 中国運輸局は、必要に応じ、被災地方公共団体又は関係事業者等に対して職員を派遣し、復興又は交通施設等の本格復旧に係る支援措置を講じる。

2 中国運輸局は、被災した交通施設等の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

3 中国運輸局は、被災した地方公共団体、関係事業者等の復興を促進するため、事業者等

の要望の把握に努める。

- 4 中国運輸局は、関係事業者等を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図る。

第4章 南海トラフ地震防災対策

(南海トラフ地震防災対策)

第44条 中国運輸局の南海トラフ地震に係る防災対策については、第2編自然災害対策編によるほか、『「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)に関する中国運輸局対応計画』によるものとする。

- 2 中国運輸局は、南海トラフ地震の影響が広域に渡ることを念頭に、平素より近隣の地方運輸局等をはじめとした関係行政機関、地方公共団体及び関係事業者等との連携、協力体制の構築に努める。

第5章 津波災害対策

(津波災害対策)

第44条の2 中国運輸局の津波災害対策は第2編自然災害対策編によるほか、津波からの円滑な避難を確保するため、次に掲げる対策を講じる。

- (1) 気象庁が発表する大津波警報・津波警報については、携帯電話等の通信手段を活用し、迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者に対して、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合又は交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止等の運行上の措置を実施するよう指導する。
- (3) 鉄道事業者に対して、あらかじめ整備した対応マニュアル等を踏まえ、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止等の措置をとるよう指導する。
- (4) 津波による危険が予想される海域で航行、停泊している船舶等について、人命確保が最優先した避難が実施されるよう、事業者に対し情報提供を行う。
- (5) 一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者に対して、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更、船舶の安全な海域への退避等の措置を講じるよう指導する。

- 2 中国運輸局は、防災訓練において、津波による被害防止のため、前項第2号から第5号に掲げる交通対策についての実践的な訓練を実施する。

第6章 雪害対策

(雪害対策)

第44条の3 中国運輸局の雪害対策は第2編自然災害対策編によるほか、積雪に伴う大

規模な立ち往生の発生を防止するため、短期間の集中的な大雪が予想される時には関係機関と連携して「大雪に関する緊急発表」等を行うなど、関係事業者や住民等との間でリスクコミュニケーションの展開を図るものとする。

- 2 積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の解放に長時間を要する場合には、別に定める「雪害時の乗員保護支援計画」に基づき、道路管理者等関係機関と連携し、必要に応じて避難所やホテル等への一時避難の支援を行うものとする。

第3編 鉄道災害対策編

第1章 災害予防

(災害予防)

第45条 中国運輸局は、鉄道災害発生時における影響を最小限にとどめ、迅速かつ適切な防災活動を実施できるよう、以下の事項について平素より検討を行い、必要な対策を講じる。

- (1) 鉄軌道の安全な運行の確保に関すること。
- (2) 鉄軌道車両の安全性の確保に関すること。
- (3) 情報の収集・伝達体制及び災害応急体制の整備に関すること。
- (4) 交通施設等における応急体制の整備に関すること。
- (5) 緊急輸送の実施体制の整備に関すること。
- (6) 被災施設等の応急復旧体制の整備に関すること。
- (7) 被災者等に対する支援体制の整備に関すること。
- (8) 関係者等への情報提供体制の整備に関すること。
- (9) 訓練及び啓発活動の実施に関すること。
- (10) 鉄軌道交通環境の整備に関すること。
- (11) 再発防止対策の実施に関すること。
- (12) その他本条の目的を達成するため必要な事項。

第2章 災害応急対策

(事業者に対する指導)

第46条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。

- 2 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。

(調査団の派遣)

第47条 中国運輸局は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣する。

(防災活動体制の確立)

第48条 中国運輸局は、収集された情報により大規模な被害が発生し、関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められる場合には、情報の収集・伝達体制の確立、災害対策要員の参集、災害対策本部の設置、各部各課における災害発生時に対応した業務体制への移行等により速やかに防災活動体制を確立する。

2 前項の防災活動体制の確立は、第4条及び第6条に沿って行なう。

(情報の収集及び伝達)

第49条 中国運輸局は、地方公共団体、関係事業者等と協力して、災害発生後、施設被害及び公共交通機関等の運行状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡し、収集した情報については、直ちに本省特定本部等に連絡する。

2 情報の収集及び伝達に当たり、第一情報では、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点を置き報告するものとし、以下順次、内容、精度を高める。

3 被害情報の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における対応等に支障をきたさないよう特に配慮する。

4 鉄軌道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。

(被災施設等の応急復旧)

第50条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、その管理する交通施設等の被害状況の早急な把握、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。

2 中国運輸局は、交通施設等の復旧状況を本省特定本部等に速やかに報告する。

(緊急輸送実施の基本方針)

第51条 中国運輸局は、交通の確保・緊急輸送活動について、被害状況、緊急度、重要度を考慮して、応急復旧、輸送活動を行う。

(事業者に対する要請、調整)

第52条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

- 2 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する機関に可能な限り協力するよう指導する。

(緊急輸送に対する支援)

第53条 中国運輸局は、救護班の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係省庁、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(代替輸送)

第54条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。

(被災者に対する支援体制の整備)

第55条 中国運輸局は、災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、乗客の被災者等からの要望を鉄軌道事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を乗客の被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努める。

- 2 中国運輸局は、鉄軌道事業者の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、被災者の受入に努めるよう指導する。

(関係者への迅速な情報提供)

第56条 中国運輸局は、災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定地方行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

- 2 中国運輸局は、報道機関等と協力して、交通施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、乗客の被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努める。

(二次災害防止対策の実施)

第57条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。

(自発的支援への対応)

第58条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体等とも調整の上、ボランティアの受入が速やかに行われるよう指導する。

第3章 災害復旧

(基本方針)

第59条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるよう指導する。

2 中国運輸局は、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土砂の捨場等として一時的に使用する制度を鉄軌道事業者に対して周知等を図ること等によって、鉄道の輸送の安全確保を図る。

(再度災害の防止)

第60条 中国運輸局は、交通施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう、鉄軌道事業者を指導・助言する。

(利用者への情報の提供)

第61条 中国運輸局は、鉄軌道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。

第4編 海上災害対策編

第1章 災害予防

(災害予防)

第62条 中国運輸局は、海上災害発生時における影響を最小限にとどめ、迅速かつ適切な防災活動を実施できるよう、以下の事項について平素より検討を行い、必要な対策を講じる。

- (1) 船舶の安全な運航の確保に関すること。
- (2) 船舶の安全性の向上に関すること。
- (3) 情報の収集・伝達体制の整備に関すること。
- (4) 災害応急体制の整備に関すること。

- (5) 代替輸送の実施体制の整備に関する事。
- (6) 被災施設等の応急復旧体制の整備に関する事。
- (7) 危険物等の大量流出時における体制の整備に関する事。
- (8) 被災者等に対する支援体制の整備に関する事。
- (9) 被災者等への情報提供体制の整備に関する事。
- (10) 二次災害の防止体制の整備に関する事。
- (11) 防災訓練及び防災についての啓発活動の実施に関する事。
- (12) 海上交通環境の整備に関する事。
- (13) その他本条の目的を達成するため必要な事項。

第2章 災害応急対策

(防災活動体制の確立)

第63条 中国運輸局は、海上災害が発生した場合には、情報の収集・伝達体制の確立、災害対策要員の参集、災害対策本部の設置、各部各課における災害発生時に対応した業務体制への移行等により速やかに防災活動体制を確立する。

2 前項の防災活動体制の確立は、第4条及び第6条に沿って行なう。

(情報の収集及び伝達)

第64条 中国運輸局は、地方公共団体、関係事業者等と協力して、災害発生後、施設被害及び公共交通機関等の運航状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡し、収集した情報については、直ちに本省特定本部等に連絡する。

2 情報の収集及び伝達に当たり、第一情報では、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点を置き報告するものとし、以下順次、内容、精度を高める。

3 被害情報の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における対応等に支障をきたさないよう特に配慮する。

(情報伝達手段の確保)

第65条 中国運輸局は、発災後直ちに情報伝達手段の機能確認を行い、また、携帯電話、衛星通信、無線通信等を活用した緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(代替輸送)

第66条 中国運輸局は、必要に応じ、又は政府対策本部若しくは、被災地方公共団体からの要請に基づき、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、港湾管理者と密接に連携し、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係事業者等に対し、必要な指導、調整を

行う。

(被災者等に対する支援対策等)

- 第67条 中国運輸局は、災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、乗客の被災者等からの要望を海上運送事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を乗客の被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努める。
- 2 中国運輸局は、被災地方公共団体からの依頼に基づき、関係事業者等に対し、船舶、ホテル・旅館を活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等により、被災者等への支援措置を講じるよう要請するとともに、被災地方公共団体と関係事業者等の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な助言、指導を行う。
 - 3 中国運輸局は、被災地の状況に鑑み、必要に応じ、被災地の住民に対し交通行政サービスに係る特例措置を提供するよう、また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど、被災地の事業者に対し許可制度等に係る法令の弾力的運用を行うよう努める。
 - 4 中国運輸局は、必要に応じ、被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係事業者等による輸送活動、被災地に対する支援措置、輸送サービスに係る特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等に迅速かつ的確に対応するよう努める。
 - 5 中国運輸局は、不公正な輸送活動や便乗値上げ等に関する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに所要の措置を講じる。

(危険物等の大量流出に対する応急対策)

- 第68条 中国運輸局は、海上災害により大量の油等が排出された場合、また、危険物等の流出があった場合、事故の原因者等に対し、防除措置等を講じるよう指導するとともに、関係機関、関係事業者等へ情報を伝達する。

(被災者等への迅速な情報提供)

- 第69条 中国運輸局は、災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定地方行政機関、公共機関、地方公共団体及び海上運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。
- 2 中国運輸局は、報道機関や通信会社と協力して、船舶や港湾施設等の被害状況及び利用可能な程度、海上交通機関の運航状況、関係事業者等による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、乗客の被災者等から、これらの情報等に係る問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努める。

(二次災害防止対策の実施)

第70条 中国運輸局は、関係事業者等を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

(自発的支援の受入れ)

第71条 中国運輸局は、ボランティアの申入れがあった場合には、地方公共団体、関係事業者等とも調整の上、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。

2 中国運輸局は、政府対策本部等が海外からの支接受入を決定したときには、同本部等の策定した計画等に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

3 中国運輸局は、自ら又は関係事業者等を指導・助言して、前2項に係わる要員及び物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興

(基本方針)

第72条 中国運輸局は、関係事業者等に対し、広域的な相互応援体制の下、被災した施設等の本格復旧を速やかに進めるよう指導・助言する。

(再度災害の防止)

第73条 中国運輸局は、交通施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう、関係事業者等を指導・助言する。

(職員の派遣)

第74条 中国運輸局は、必要に応じ、関係事業者等に対して職員を派遣し、復興又は施設等の本格復旧に係る支援措置を講じる。

(要望の把握等)

第75条 中国運輸局は、被災した関係事業者等の復興を促進するため、関係事業者等の要望の把握に努める。

(利用者への情報の提供)

第76条 中国運輸局は、被災した交通施設等の復旧予定時期に関する情報を速やかに関係事業者等に提供する。

第5編 原子力災害対策編

第1章 本編の適用範囲

(適用範囲)

第77条 本編は、原子力災害に関する事項について定めるものとし、その他の核燃料物質等による災害に関する事項については、第6編による。

2 中国運輸局は、原子力災害対策特別措置法等に基づき、原子力災害対策のために必要な措置を講じる。

第2章 災害予防

(災害予防)

第78条 中国運輸局は、原子力災害発生時における影響を最小限にとどめ、適切かつ迅速な防災活動を実施できるよう、以下の事項について平素より検討を行い、必要な対策を講じる。

- (1) 核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保に関すること。
- (2) 情報の収集・伝達体制の整備に関すること。
- (3) 災害応急体制の整備に関すること。
- (4) 緊急輸送活動支援の体制に関すること。
- (5) 防災業務関係者の安全確保に関すること。
- (6) 周辺住民等への情報提供体制の整備に関すること。
- (7) 再発防止対策の実施に関すること。
- (8) 原子力防災についての啓発活動の実施に関すること。
- (9) その他本条の目的を達成するため必要な事項。

第3章 災害応急対策

(特定事象発生情報の連絡)

第79条 中国運輸局は、原子力災害による特定事象(原子力災害対策特別措置法第10条第1項)(以下「特定事象」という。)が発生した場合には、直ちに本省特定本部等に連絡するとともに、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について関係省庁、地方公共団体、関係事業者等に連絡する。

(情報の収集及び伝達)

第80条 中国運輸局は、地方公共団体、関係事業者等と協力して、災害発生後、交通施設被害及び公共交通機関等の運行(航)状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡し、収集した情報については、直ちに本省特定本部等に連絡する。

- 2 情報の収集及び伝達に当たり、第一情報では、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点を置き報告するものとし、以下順次、内容、精度を高める。
- 3 被害情報の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における対応等に支障をきたさないよう特に配慮する。

(通信の確保)

第81条 中国運輸局は、特定事象発生時には直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

(防災活動体制の確立)

第82条 中国運輸局は、原子力災害が発生した場合で必要と認められる場合には、情報の収集・伝達体制の確立、災害対策要員の参集、災害対策本部の設置、各部各課における災害発生時に対応した業務体制への移行等により速やかに防災活動体制を確立する。

- 2 前項の防災活動体制の確立は、第4条及び第6条に沿って行なう。

(運行抑止)

第83条 中国運輸局は、立入禁止及び立入制限区域が設定された場合には、直ちに関係事業者等に伝達し、当該区域内及び当該区域への運行(航)を中止するよう要請する。

(住民避難)

第84条 中国運輸局は、地方公共団体若しくは政府対策本部等からの依頼に基づき、又は、必要に応じて関係事業者等に対し住民避難輸送のための協力要請を行う。

第4章 災害復旧

(解除連絡)

第85条 中国運輸局は、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、各種指示及び制限措置等が解除された場合には、速やかに関係事業者等に伝達するものとする。

(風評被害)

第86条 中国運輸局は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために必要な措置を講じる。

第6編 その他の事故災害対策編

第1章 本編の適用範囲

(適用範囲)

第87条 本編は、多くの災害対策に比較的共通する事項を定めており、第3編から第5編で対応されない事故災害(以下この編において「災害」という。)に適用する。

第2章 災害予防

(輸送ルートの多重性確保)

第88条 中国運輸局は、災害時における輸送活動に大きな影響が生じないように、地域内交通及び幹線交通について、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努める。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として指定される「重要物流道路」により交通ネットワークを強化する。

(災害発生直前の対策)

第89条 中国運輸局は、災害発生の兆候が把握可能な災害については、それを把握した場合、第14条に基づき定められた情報の伝達体制に従い、局内関係者及び関係事業者等に当該災害に関する情報を伝達する。

2 中国運輸局は、情報の伝達に際しては、災害時要援護者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるよう関係事業者等を指導する。

第3章 災害応急対策

(災害発生直後の情報収集等の基本対応)

第90条 中国運輸局は、災害が発生した場合には被害情報を、迅速、広域的に収集・連絡するものとし、収集・連絡に当たっては概括的な情報を含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達するなど、被害規模の早期把握を行なう。

(災害情報等の把握・連絡)

第91条 中国運輸局は、災害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報により災害の規模、範囲等について確認するとともに、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省特定本部等に連絡する。

2 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模災害発生時に災害地近傍の職員は、周辺の被害状況をできる限り速やかに災害対策本部等に連絡するよう努め、連絡を受けた災

害対策本部等はできる限り速やかに本省特定本部等に連絡する。

(情報の収集及び伝達)

第92条 中国運輸局は、地方公共団体、関係事業者等と協力して、災害発生後、施設被害及び公共交通機関等の運行(航)状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡し、収集した情報については、直ちに本省特定本部等に連絡する。

- 2 情報の収集及び伝達に当たり、第一情報では、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点を置き報告するものとし、以下順次、内容、精度を高める。
- 3 被害情報の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における対応等に支障をきたさないよう特に配慮する。

(防災活動体制の確立)

第93条 中国運輸局は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、情報の収集・伝達体制の確立、災害対策要員の参集、災害対策本部の設置、各部各課における災害発生時に対応した業務体制への移行により速やかに防災活動体制を確立する。

- 2 前項の防災活動体制の確立は、第4条及び第6条に沿って行なう。

(被災施設等の応急復旧)

第94条 中国運輸局は、地方公共団体、関係事業者等を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行なわせる。

- 2 中国運輸局は、必要に応じて応急復旧に係る事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう調整を行う。
- 3 中国運輸局は、所管の交通施設等の復旧状況を本省特定本部等に速やかに報告する。

(緊急輸送)

第95条 中国運輸局は、必要に応じ、又は政府対策本部若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係事業者等と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じる。

- 2 中国運輸局は、必要に応じ、又は政府対策本部若しくは、被災地方公共団体からの要請に基づき、関係事業者等に対し、緊急輸送への協力要請を行う。
- 3 中国運輸局は、前項の協力要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、関係事業者等に対し、法令の定めるところにより中国運輸局長による輸送命令を発して緊急輸送に従事させるほか、国土交通大臣による輸送命令を発する必要がある場合には、速やかに所要の措置を講じる。
- 4 中国運輸局は、関係事業者等による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被

災地方公共団体若しくは政府対策本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。

- 5 中国運輸局は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続きの簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。
- 6 中国運輸局は、緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。

(代替輸送)

第96条 中国運輸局は、被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、国土交通本省、関係省庁及び地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係事業者等に対し必要な指導、調整を行う。

- 2 中国運輸局は、前項のほか前条第4項及び第5項に準じて代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

(二次災害防止対策)

第97条 中国運輸局は、関係事業者等を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

(地方公共団体等への支援等)

第98条 中国運輸局は被災地方公共団体等に対する災害支援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施する。

- 2 中国運輸局は、交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図る。
- 3 中国運輸局は、災害対策本部を設置した場合であって県の災害対策本部が設置されたときは、情報の収集及び連絡のため可能な限り職員派遣を行なう。
- 4 中国運輸局は、災害応急対策の推進のため被災地方公共団体等からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員派遣等を行なう。

(被災者等に対する支援対策等)

第99条 中国運輸局は、所管する施設等で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入れに努める。

- 2 中国運輸局は、関係事業者等に対し、その管理する土地、施設で避難場所としての活用

が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

- 3 中国運輸局は、被災地方公共団体からの依頼に基づき、関係事業者等に対し、船舶、ホテル・旅館を活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等により、被災者等への支援措置を講じるよう要請するとともに、支援措置の実施に係る交渉が円滑に行われるよう、必要な助言、指導を行う。
- 4 中国運輸局は、被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局等での車検の実施、海技従事者国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係る特例措置を提供するよう、また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、許可制度等に係る法令の弾力的運用を行うよう努める。
- 5 中国運輸局は、被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう関係事業者等による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等に迅速かつ的確に対応するよう努める。
- 6 中国運輸局は、不公正な輸送活動や便乗値上げ等に関する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに所要の措置を講じる。

(災害発生時における広報)

第100条 中国運輸局は、一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関等の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関、インターネット等を通じて適切に提供するものとし、被災者等から、これらの情報等に係る問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努める。

- 2 中国運輸局は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- 3 中国運輸局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

(自発的支援への対応)

第101条 中国運輸局は、ボランティアの申し入れがあった場合には、国土交通本省、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等とも調整の上、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。

- 2 中国運輸局は、政府対策本部が海外からの支援受入を決定したときには、同本部の策定した計画等に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。
- 3 中国運輸局は、自ら又は関係事業者等を指導・助言して、前2項に係わる要員及び物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

第4章 災害復旧・復興

(基本方針)

第102条 中国運輸局は、関係事業者等を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格復旧を速やかに進める。

(円滑・効率的な輸送の確保等)

第103条 中国運輸局は、がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努め、この際、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように十分配慮する。

2 中国運輸局は、復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係事業者等間、モード間の調整等の実施に努める。

3 中国運輸局は、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

4 中国運輸局は、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係事業者等に対し可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

(再度災害の防止)

第104条 中国運輸局は、交通施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう、地方公共団体、関係事業者等を指導・助言する。

(被災地の計画的復旧に対する支援)

第105条 中国運輸局は、被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、災害発生時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

(被災事業者等に対する支援措置)

第106条 中国運輸局は、必要に応じ、被災地方公共団体又は関係事業者等に対して職員を派遣し、復興又は交通施設等の本格復旧に係る支援措置を講じる。

2 中国運輸局は、被災した交通施設等の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

3 中国運輸局は、被災した地方公共団体、関係事業者等の復興を促進するため、被災地方

公共団体等の要望の把握に努める。

- 4 中国運輸局は、関係事業者等を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図る。

(風評被害)

- 第107条 中国運輸局は、災害による風評被害等の影響を軽減するために必要な措置を講じる。

附 則

- 1 この達は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 中国運輸局防災業務計画(平成11年9月30日中国運輸局達第7号)は、廃止する。

附 則(平成20年5月26日中国運輸局達第1号)

この達は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日中国運輸局達第4号)

この達は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成24年7月13日中国運輸局達第2号)

この達は、平成24年7月18日から施行する。

附 則(平成25年3月28日中国運輸局達第4号)

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月2日中国運輸局達2号)

この達は、平成29年8月2日から施行する。

附 則 (平成30年11月14日中国運輸局達4号)

この達は、平成30年11月14日から施行する。

附 則 (平成31年2月6日中国運輸局達6号)

この達は、平成31年2月6日から施行する。

附 則 (令和3年2月4日中国運輸局達34号)

この達は、令和3年2月4日から施行する。

附 則（令和3年3月31日中国運輸局達46号）
この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日中国運輸局達5号）
この達は、令和4年3月22日から施行する。